

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月11日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

正門門扉修繕業務委託

2 履行場所

豊田小学校（横浜市栄区長沼町125-4）

3 契約日

令和7年10月7日

4 履行日又は履行期間

令和7年11月11日

5 契約金額

275,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港南区野庭町562-14 有限会社 佐藤組

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

正門門扉が半分しか開かず、車の出入りが困難になった。正門から給食物資や物品の納品を行っており、早急に修繕しないと学校運営に支障をきたすため、緊急契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立豊田小学校